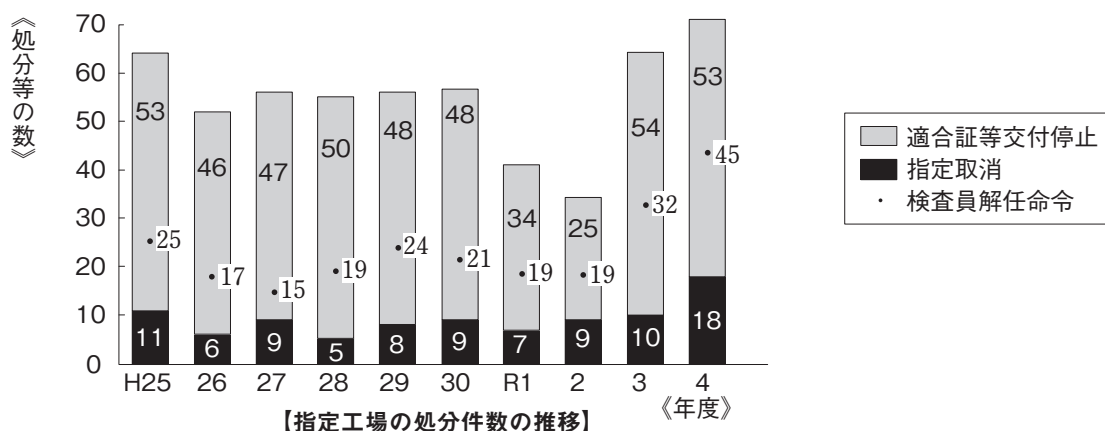


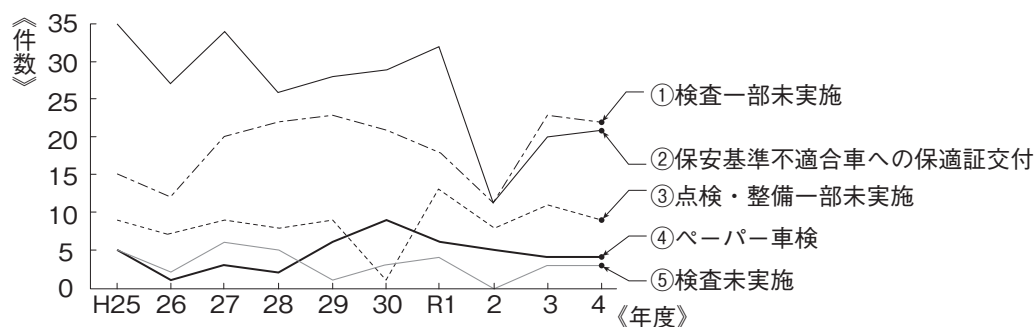
はじめに

本書は、国土交通省が公表している指定自動車整備事業者〔以下、指定工場〕の法令違反等による行政処分の内容をマンガにより解説した書籍です。ご覧いただき、法令違反が1件でも減少することを目的としています。対象は、経営者はもとより、事業場管理責任者〔中間管理者〕及び自動車検査員を主な対象としています。また、点検・整備一部未実施による行政処分が後を絶たない事態を鑑みて、整備士の方々も是非ご覧ください。なお、行政処分の内容をマンガにするに際し、脚色していることをご了承ください。

近年の指定工場の処分件数の推移は、次のグラフのとおりです。令和4年度の処分件数は、はコロナ禍前より増加しています。



また、指定工場の主な違反内容の推移を見ると、「①検査一部未実施」が増加傾向にあることが分かります。



	H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
①検査一部未実施	15	12	20	22	23	21	18	11	23	22
②保安基準不適合車への保適証交付	35	27	34	26	28	29	32	11	20	21
③点検・整備一部未実施	9	7	9	8	9	1	13	8	11	9
④ペーパー車検	5	1	3	2	6	9	6	5	4	4
⑤検査未実施	5	2	6	5	1	3	4	0	3	3

【指定工場の主な違反内容の推移】

《目次》

1 速度計の検査未実施 ～駆動車輪と検出車輪が別構造～	3
2 速度計の検査未実施 ～4WD車～	7
3 すれ違い用前照灯の光度が出ない	11
4 乗車定員の相違	14
5 サイドスリップ・テストをロック状態で検査	18
6 検査員1名で年間3,000台!	21
7 メーター内のチェックランプを隠蔽	24
8 ホイールナットの締め付け不足で事故惹起	30
9 不正車検はバレる!	33
10 ついうっかり!前照灯検査	36
11 自動車税未納で…	39
12 検査員研修未受講でも監査が入る	44
13 そこは作業場?	47
14 筆跡やタイムカードで分かる!?なりすまし検査員	51
15 監査が行われるきっかけ	54

■ 自動車整備事業に対する行政処分等の基準について	58
---------------------------	----

・主な登場人物

舞台が繰り広げられる指定工場『パブリッシュ・モータース』の面々

事業場管理責任者

社長



整備事業に精通し、心優しいが、経営優先となり、間違いを起こすことも…。

ベテラン検査員

公論さん



検査員歴10年以上のベテラン。時に忖度しすぎにより間違いを起こすことも…。

新人検査員兼整備工

上野くん



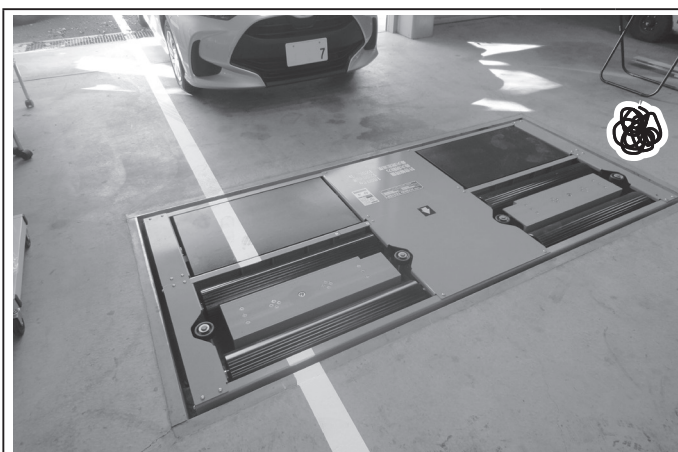
検査員歴数日の新人。公論さんに逆らうことはない。

運輸支局の

専門官



何もなければ優しいが、もちろん法令違反には厳しい。



《速度計試験機の種類》

- 標準型…駆動輪を回転させることにより速度を検出。従動系統で速度を検出している車両には対応していない。
- モータードライブ型…テスタに速度を検出する車輪を載せ、モーターによりローラを回転させることにより速度計の試験を行う。



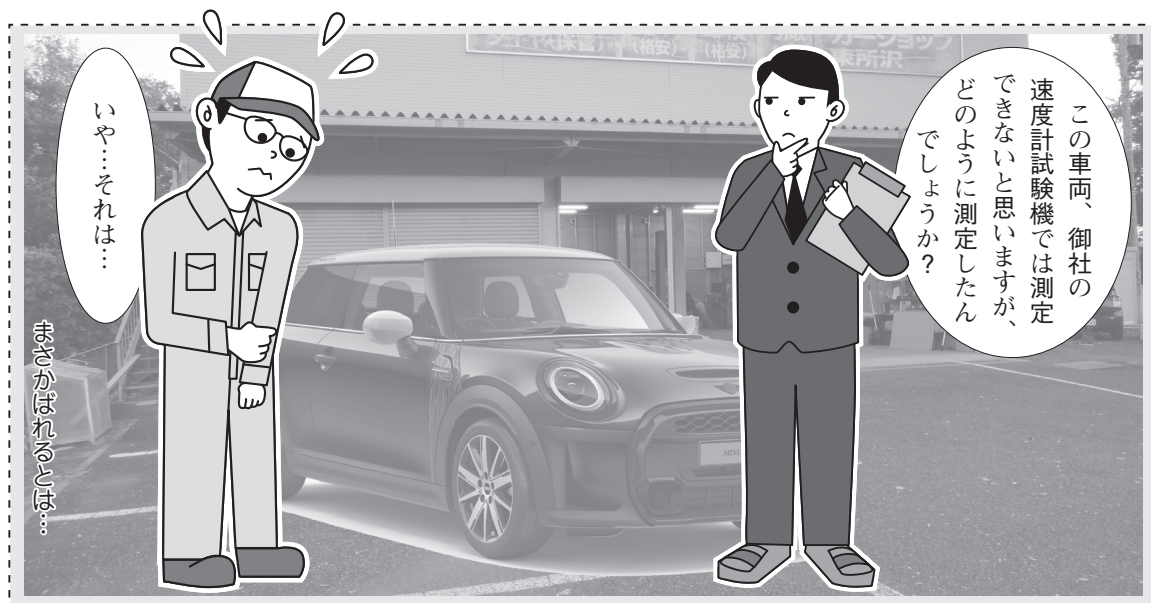
地獄編



天国編



↓ 地獄編のつづき



《主な法令違反の内容》

① 指定自動車整備事業に関すること

- ①法令を遵守する体制でない [法94条の3-1項違反] …3点 [P68参照]
- ②故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した [法94条の5-1項違反] …10点/台 [P69参照]
- ③指定整備記録簿の虚偽記載 [法94条の6-1項違反] …30点 [P71参照]

② 自動車検査員に関すること

- ①検査の一部未実施 [法94条の5-4項違反] …解任命令 [P71参照]

《法令違反に至った原因》

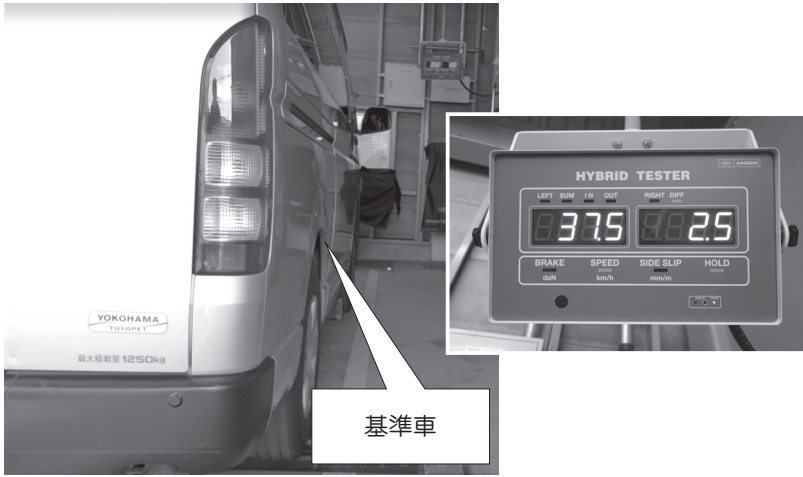
- ①指定整備制度への認識が甘く、関係法令に対する理解不足と順法精神が欠如していた。

《改善策》

- ①事業場管理責任者及び自動車検査員は走行テストによる速度計の誤差の測定方法を再確認し、指定整備記録簿の記載方法についても注意する。

↓ 天国編のつづき

併走する車両を「基準車」、検査を行う車両を「検査車」というんだ！

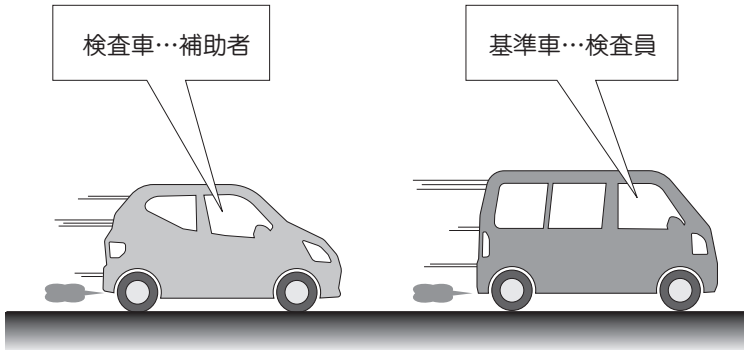


はじめに、併走する車両（基準車）の速度計の誤差を速度計試験機で測定する。



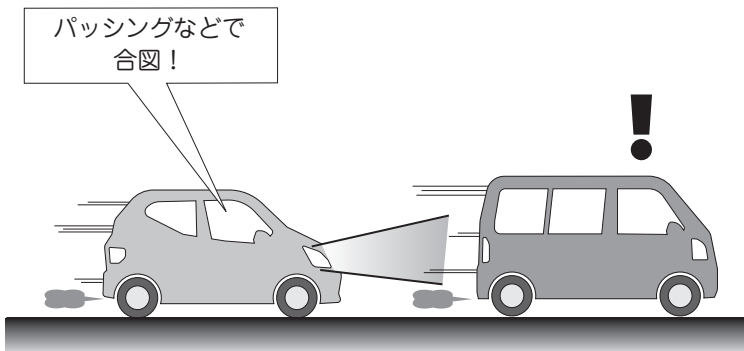
《走行テスト時の注意点》
※公道でテストを行う場合、検査員及び補助者共に運転免許証の携帯を忘れずに！
※自動車検査証や自賠責保険証明証の備え付け（特に検査車）を忘れずに！
※万が一を想定し、任意保険の加入状況も確認しておく！
※警音器による基準車への合図は、道交法に抵触するおそれがある！

「基準車」に検査員が、「検査車」に補助者が乗るんだ！



そして検査車と併走する。

「基準車」の速度計が40 km/hを指示したとき、基準車へ合図を送る。



次に検査車の速度計が40 km/hを指示したとき、基準車へ合図を送る。



《指定整備記録簿へ記載する数値》

- ①基準車の速度計の誤差 + 2.5km/h (テストの指示値 37.5km/h)。
- ②検査車 40km/h 時に基準車の速度計が 41km/h であった。
 - 計算式：検査車 40km/h - 基準車 41km/h + 誤差 + 2.5km/h = + 1.5km/h
 - ⇒ 「+ 1.5km/h」と記入。

「+」に○を付す

速度計の誤差
⊕・- 1.5 km/h

記録簿へは次のように計算した数値を記載するんだ。

これは関東ブロックの記載例！管轄するブロックにより記載方法が異なるから、要確認だ！

走行テスト等の方法と結果	基準車のナンバー、誤差及び検査結果を記載する 基準車 (東京 400 と ○○○○ 誤差 + 2.5km/h) と併走走行し、検査車が 40km/h で合図したとき、基準車は 41km/h であった。よって誤差は + 1.5km/h である
--------------	---

また、記録簿の「走行テスト等の方法と結果」欄にその詳細を記載する必要がある。

★参考：走行テストによる速度計の試験実施例

公論出版で撮影した走行テストによる速度計の試験実施の動画を YouTube でアップ中！下記 URL をブラウザに直接入力頂くか、右の QR コードを読み取ることによって動画をご覧頂けます。是非ご覧ください。

URL <https://youtu.be/eR1tfsxzTpg>



最終回は趣向をかえて、整備工場に対して、監査が行われるきっかけをご説明いたします。

自動車整備事業が国民の生活を脅かす存在であってはなりません！車両法の第一条を忘れずに！



まずは通報や苦情。

《車両法第1条》

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

瑕疵とは、法律で、通常あるべき品質を欠いていること。
また、意思表示に詐欺あるいは強迫などの事由があること、をいいます。
整備に瑕疵があつては、事故に直結するため大変危険です！

知らんけど！



うちは乗用車メインだからな…とりあえず、強めの200N・mで締めておけ！

そして整備瑕疵（かし）。

指定自動車整備事業者の違反事例と対策 Vol. 1

～マンガ・写真で解説～

令和5年11月28日 発行

- 発行者 株式会社 公論出版
〒110-0005 台東区上野3-1-8
電 話 03-3837-5731
F A X 03-3837-5740
- 定 価 1,500円（税込）／送料300円（税込）